

要約筆記者 養成講座

～要約筆記を学んでみませんか～

要約筆記者になるためには、全国統一要約筆記者認定試験に合格する必要があります。
北海道聴覚障がい者情報センターでは要約筆記者養成講座を開講します。受講してみませんか。

要約筆記とは？

耳のきこえない方、きこえにくい方に、話し手の声を文字で伝える通訳のことです。

手で書く方法とパソコンで入力する方法があります。利用者の希望や状況によって方法を選択します。

手書き要約筆記



隣で文字を書いて伝えます。少人数の会議や病院受診、災害時にも役立ちます。

パソコン要約筆記



音声情報をパソコンで入力し、大きなスクリーンで映します。講演会や研修会などで使われる方法です。オンラインの対応も可能です。

2026年度 講座案内

■講習日程 (全14日 84時間)

7月25日(土)・26日(日)、8月8日(土)・9日(日)、
8月29日(土)・30日(日)、9月19日(土)・20日(日)、
10月10日(土)・11日(日)、10月31日(土)・11月1日(日)、
11月28日(土)・29日(日)、修了後に試験対策講座を予定
(各日10時～17時15分)

■講習会場 札幌市・士別市

■受講コース 手書き・パソコン

※パソコンコース希望者はノートパソコン持参

※基本操作ができる方 ※士別は追加日程もあり

■全国統一認定試験

2027年2月21日(日)予定

■受講料 無料 (テキスト・消耗品等、一部は自己負担です)

■申込方法・締切

受講申込書に記入の上、6月30日(火)までにメールか、
郵送でお申し込みください。

申込書はHPからダウンロードできます。

<https://hokurouren.jp/info/youyakuyousei/>



“要約筆記者派遣制度”

2013年に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業「意思疎通支援事業」で、要約筆記派遣事業は、手話通訳と共に、市町村の必須事業となっています。

ただ要約筆記は認知度が低く、利用できることを知らない中途失聴・難聴者も多くいます。

要約筆記を学び、きこえない方・きこえにくい方の通訳になってみませんか。

お問い合わせ・お申し込み

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7

公益社団法人北海道ろうあ連盟

北海道聴覚障がい者情報センター

TEL : 011-221-2695 FAX : 011-281-1289

E-mail : joutei@hokurouren.jp

きこえない人＝手話ではありません

一般的に、聴覚に障がいがある人は「手話を使う」「手話で会話する」と思われがちです。しかし、大人になってから病気やケガで聞こえなくなった場合、それから手話を習得するのは簡単ではありません。それまで音声で生活してきたため普通に話すことができるので「話せるのに、きこえない」という状態を周囲に理解してもらうのが困難です。



そういう方を中途失聴・難聴者といい、音声を文字にかえる通訳が必要です。それを要約筆記といいます。人の会話などの音声情報を文字に変えて通訳します。

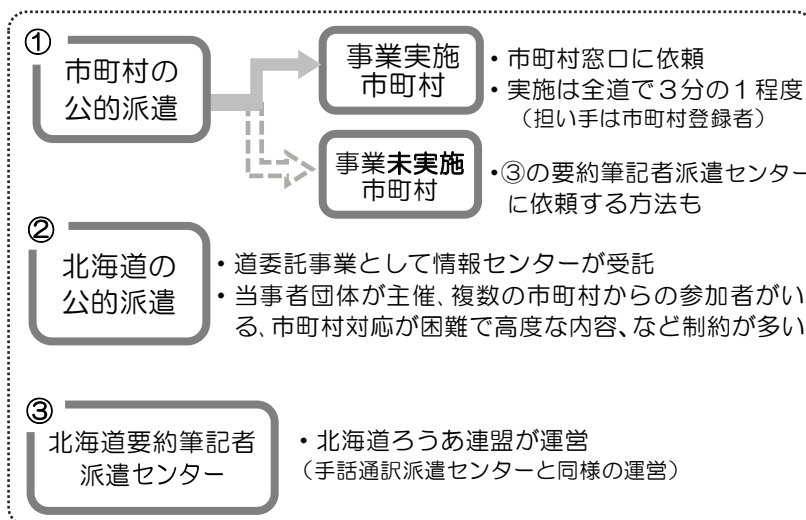
■要約筆記を学ぶには？

北海道では、要約筆記の養成講座を例年7月～12月頃、道内2カ所で開催しています。今年度の開催地は、札幌市と士別市です。北海道主催のほか、札幌市と旭川市でも開講しており、開講日程は道が土日、札幌・旭川は平日日中です。講座の修了後には、全国統一要約筆記認定試験があります。毎年2月、全国一斉に実施されています。

■要約筆記の依頼は？

要約筆記を依頼する際は、居住地の自治体の窓口申請するのが一般的です。

派遣は、右図①～③の種類があります。また、派遣事業を実施していない市町村の場合は、②道派遣か③要約筆記者派遣センターに依頼する方法があります。



手話通訳については社会的に広く知られていますが、要約筆記の派遣体制はまだ整っていません。要約筆記が一般的に知られていないこと、利用する人が少ないこと、要約筆記者が不在な地域があることなど、課題が多くあります。

■要約筆記を学んで、きこえない人の通訳になってみませんか

現在、要約筆記者は道央地域など都市部に偏在しており、特に道北地域では、要約筆記者が不足しています。講座を受講し、全国統一要約筆記認定試験合格を目指してください。また、周囲に要約筆記を学びたいという方がおられたら、このチラシを渡していただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。